

令和3年度 事業用家屋・償却資産に係る 固定資産税等を軽減します

申告期限：令和3年2月1日（月）消印有効

（受付窓口開始は、令和3年1月4日（月）からです。）

※申告期限までに提出されない場合、軽減措置を適用できません。申告期間内に郵送で提出してください。

【対象となる方】

新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上高が前年同期間と比較して30%以上減少している中小事業者及び個人事業主ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に規定する事業を営むものを除きます。

【対象となる資産】

対象となる方が所有する事業用家屋及び償却資産

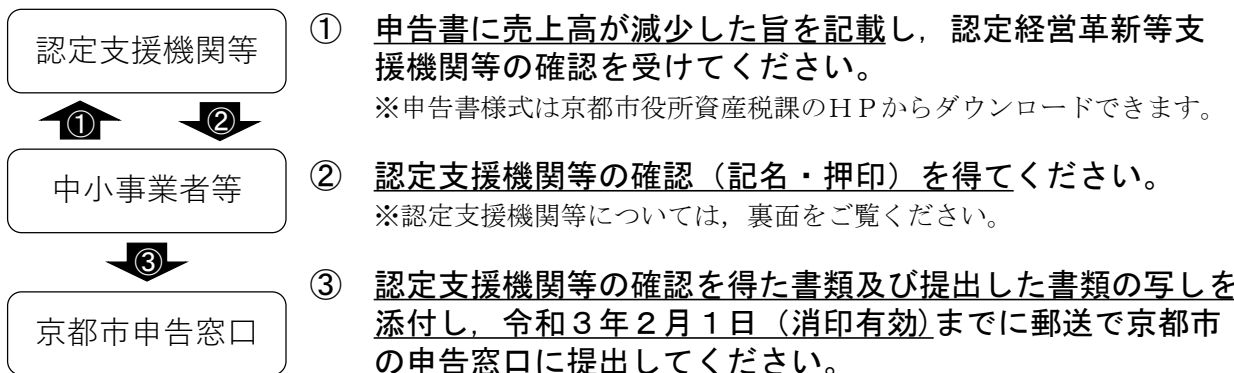
「事業用家屋」とは、事務所や店舗、工場などの居住用の住宅以外の家屋のほか、不動産賃貸業を営む方が所有する賃貸マンションなどが該当します。

【軽減される期間及び割合】

令和3年度の1年度分に限り、次の割合で軽減を適用します。

対象税目	減少割合	軽減割合
固定資産税及び都市計画税	30%以上50%未満	50%
	50%以上	100%

【申告方法】



詳しくは、京都市役所資産税課のホームページをご覧ください。

京都市 固定資産税 コロナ

検索



資産税課

認定経営革新等支援機関とは

専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関等を国が審査し、経営革新等支援機関として認定しています。（例：税理士，商工会議所，金融機関等）認定されている支援機関等の詳細は右記のQRコードから確認ができます。手数料については、各機関にお問い合わせください。




中小企業庁

中小企業庁 認定経営革新等支援機関

検索 

金融庁 認定経営革新等支援機関

検索 



金融庁

新型コロナウイルスに関する事業者向け支援制度

新型コロナウイルスの影響を受ける事業者の皆様に対する京都市及び国・京都府の現時点の主な支援制度を検索いただけるサイトを開設しています。ぜひ、御活用ください。



支援ナビ

新型コロナウイルス感染症対策事業者支援ナビ

検索 

==== ご注意ください =====

家屋に対し軽減措置を適用した場合であっても、令和3年度の土地の評価内容の見直しにより、結果として令和2年度と比較して税額が増えることがあります。また、新たに土地や家屋，償却資産を取得された場合も、税額が増えることがあります。

京都市のお問い合わせ窓口

	物件区	担当名	電話番号
事業用 家屋	北区，上京区， 左京区	市税事務所 固定資産税 第1担当	【家屋担当】 電話：075-746-6432
	山科区，伏見区	同第2担当	【家屋担当】 電話：075-746-6437
	右京区，西京区	同第3担当	【家屋担当】 電話：075-746-6452
	中京区，東山区， 下京区，南区	同第4担当	【家屋担当】 電話：075-746-6463
償却資産	全区	行財政局資産税課	【償却資産担当】 電話：075-213-5214

申告書の提出先

申告書の提出は、郵送でお願いしています。右の宛先を切り取り、封筒に貼っていただくこともできます。※郵送料は申告者にて御負担ください。



〒604-8171

京都市中京区烏丸通御池下ル虎屋町566-1
井門明治安田生命ビル5階

京都市役所行財政局税務部資産税課
コロナ減税申告窓口 行